

国民年金における番号利用・情報連携の手続例

例) 国民年金保険料の免除手続

※想定されるパターンいくつかを例示したもの。本資料を参考に各自治体に応じた具体的なフローを検討されたい。また、本人確認措置を行う主体については記載を省略している。

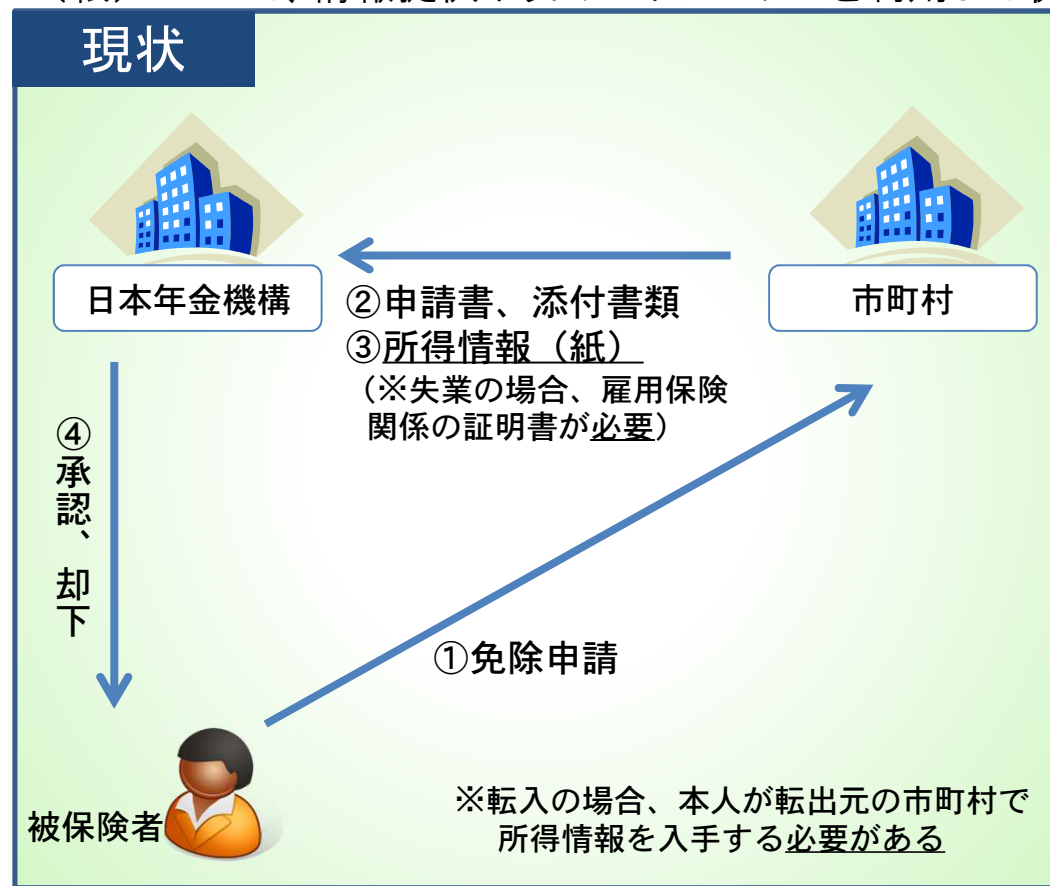
1. 番号利用の概要

申請書にマイナンバーの記載欄を追加し、申請を受ける際に、対象者のマイナンバーを取得。当該申請書は、受け付けた市町村から日本年金機構へ送付。

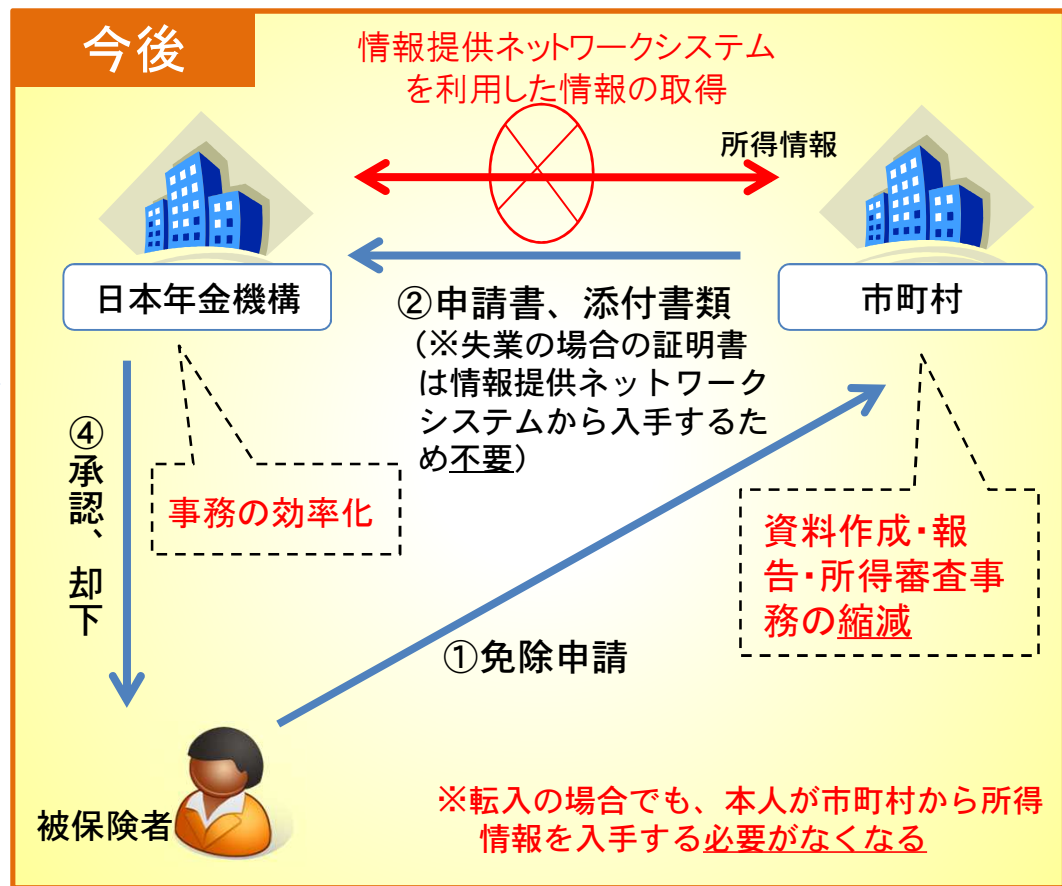
2. 情報連携の概要

日本年金機構は、国民年金保険料の免除申請にかかる所得審査のため、これまで市町村から提供されていた所得情報（紙）について、情報提供ネットワークシステムを利用して取得。

現状



今後

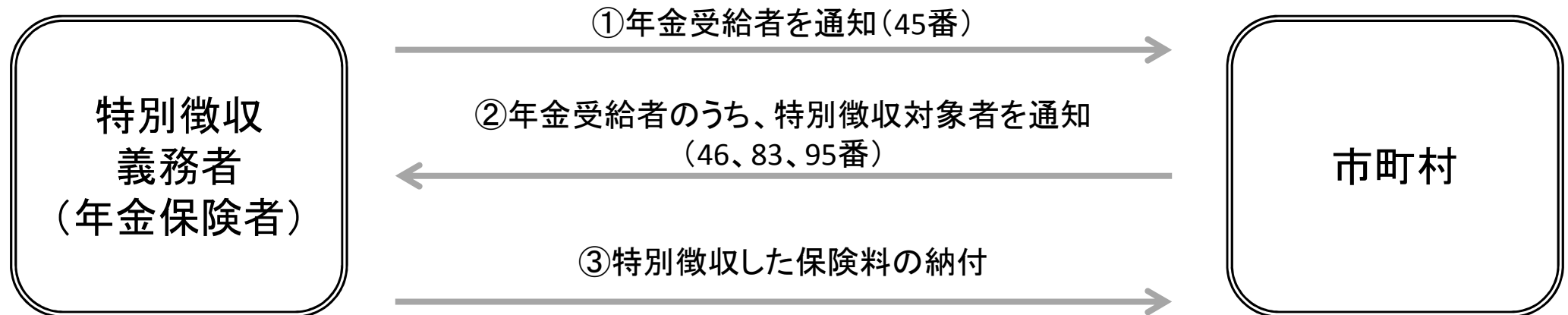


※ また、これまで市町村からの協力（任意）により提供されていた所得情報が、情報提供ネットワークシステムにより確実に入手することが可能となり、日本年金機構において、国民年金保険料の滞納者の納付督促を効率的に実施することができる。（現在、所得情報は、市町村から、磁気媒体、紙媒体、課税台帳閲覧のいずれかにより提供されている。）

介護、国保、後期高齢における保険料(税)の特別徴収について

番号法 別表第2

情報照会者	情報提供者	事務
四十五 市町村長	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
四十六 厚生労働大臣又は共済組合等	市町村長	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
八十三 厚生労働大臣又は共済組合等	市町村長	高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの
九十五 厚生労働大臣又は共済組合等	市町村長	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定めるもの



現在、特別徴収で行われている、市町村と年金機構の間の通知の仕組みは、今後も維持されるものであり、当面、情報提供ネットワークシステムで照会する方式は見送ることとする。

個人番号の利用・情報連携を行う主な手続

(参考)個人番号の利用・情報連携を行う主な手続

【生活保護システム】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
生活保護の申請	法24	申請者（要保護者）	都道府県、市、福祉事務所町村	申請書に申請者（要保護者）の個人番号を記入	市町村から申請者（要保護者）の所得情報を、年金保険者から申請者（要保護者）の給付情報を、医療保険者から申請者（要保護者）の加入情報を、厚労省から申請者（要保護者）の雇用保険給付情報を取得	所得証明書、年金証書、被保険者証、雇用保険受給資格者証

*「情報連携の内容（例）」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。

（注）現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

【障害者福祉システム①】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
介護給付費等の支給申請	障支援法20	障害者又は障害児保護者	市町村	申請書に障害者又は保護者及び障害児の個人番号を記入	転入前市町村から障害者、保護者等の所得情報を取得	所得証明書
特定障害者特別給付費等の支給申請	障支援法34	障害者	市町村	申請書に障害者の個人番号を記入	転入前市町村から障害者等の所得情報を取得	所得証明書
地域相談支援給付費等の支給申請	障支援法51の6	障害者	市町村	申請書に障害者の個人番号を記入	—	—
自立支援医療費の支給申請	障支援法52	障害者又は障害児保護者	市町村	申請書に障害者又は保護者及び障害児の個人番号を記入	転入前市町村から障害者、保護者等の所得情報を取得	所得証明書
身体障害者手帳の交付申請	身障法15①	申請者	市町村経由で都道府県	申請書に申請者の個人番号を記入	—	—
精神障害者保健福祉手帳の交付申請	精障法45	申請者	市町村経由で都道府県	申請書に申請者の個人番号を記入	※都道府県において年金保険者から給付情報を取得	年金証書
特別児童扶養手当の支給申請受付	特児法5	申請者	市町村	申請書に申請者及び児童の個人番号を記入	※都道府県において転入前市町村から申請者等の所得情報を取得	住民票、所得証明書
特別児童扶養手当の現況届受付	特児法35	受給者	市町村	届出書に受給者及び児童の個人番号を記入	※都道府県において転入前市町村から受給者等の所得情報を取得	所得証明書

＊「情報連携の内容(例)」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。

(注) 現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

【障害者福祉システム②】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
障害児福祉手当の支給申請	特児法 17	申請者	都道府県、市、 福祉事務所町 村	申請書に申請者等の個人 番号を記入	市町村から申請者等の住民 票情報、所得情報を取得	住民票、所得証明書
障害児福祉手当の現況 届	特児法 35	受給者	都道府県、市、 福祉事務所町 村	届出書に受給者等の個人 番号を記入	市町村から受給者等の所得 情報を取得	所得証明書
特別障害者手当の支給 申請	特児法 26の2	申請者	都道府県、市、 福祉事務所町 村	申請書に申請者等の個人 番号を記入	市町村から申請者等の住民 票情報、所得情報を取得	住民票、所得証明書
特別障害者手当の現況 届	特児法 35	受給者	都道府県、市、 福祉事務所町 村	届出書に受給者等の個人 番号を記入	市町村から受給者等の所得 情報を取得	所得証明書
障害児通所給付費等の 支給申請	児福法 21の5 の5	障害児保護者	市町村	申請書に保護者及び障害 児の個人番号を記入	転入前市町村から保護者等 の所得情報を取得	所得証明書
障害児入所給付費等の 支給申請	児福法 24の3	障害児保護者	都道府県、指 定都市児相市	申請書に保護者及び障害 児の個人番号を記入	市町村から保護者等の所得 情報を取得	所得証明書
障害児相談支援給付費 等の支給申請	児福法 24の 26	障害児保護者	市町村	申請書に保護者及び障害 児の個人番号を記入	—	—

＊「情報連携の内容（例）」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。

（注）現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

【児童福祉システム①】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
里親の認定申請	児福法6 の4	申請者	都道府県、指 定都市、児相 市	申請書に申請者及び同居 人の個人番号を記入	市町村から申請者等の住民 票情報、所得情報を取得	住民票、所得証明書
小児慢性特定疾病医療 費の支給申請	児福法 19条の 3	保護者	都道府県、指 定都市、中核 市	申請書に保護者及び児童 の個人番号を記入	市町村から保護者等の住民 票情報を取得	住民票
保育所入所申込み	児福法 24	保護者	市町村	申請書に保護者及び児童 の個人番号を記入	転入前市町村から保護者等 の所得情報を取得	所得証明書
・施設入所措置に係る 費用徴収 ・母子生活支援施設及 び自立援助ホームへの 入居にかかる費用徴収	児福法 56②	— (入居の申し 込みは入居者 が行う)	(都道府県、 指定都市、児 相市が実施)	(都道府県、指定都市、 児相市において個人番号 を利用して対象者管理)	・市町村から同一世帯に属 する者の住民票情報、所得 情報、障害児通所支援情報、 及び障害者自立支援給付の 受給の有無を取得 ・都道府県から同一世帯に 属する者の身体障害者手帳 又は精神障害者保健福祉手 帳の有無、同一世帯の措置 児童の有無、同一世帯に属 する者の障害児入所支援に 関する情報、特別児童扶養 手当の受給の有無を取得 ・都道府県、市又は福祉事 務所町村から母子生活支援 施設への入居の有無、生活 保護費の受給の有無、児童 扶養手当の受給有無、中国 残留邦人等支援給付費の受 給の有無を取得 ・日本年金機構から障害基 礎年金の受給の有無を取得	—

*「情報連携の内容(例)」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。

(注)現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

【児童福祉システム②】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
児童扶養手当の認定請求	児扶法 6	申請者	市町村	申請書に申請者、児童、申請者の配偶者及び申請者の扶養義務者の個人番号を記入	・都道府県、指定都市及び中核市から児童の身体障害者手帖の有無を取得 ・転入前市町村から申請者等の所得情報及び住民票情報を取得 ・都道府県、指定都市及び児相市から障害児入所支援に関する情報及び措置児童の有無を取得 ・市区町村から療養介護の利用状況又は施設入所の有無を取得 ・日本年金機構等から申請者等の公的年金給付に関する情報を取得 ・都道府県から特別児童扶養手当の受給の有無を取得	所得証明書、住民票、年金証書
児童扶養手当の現況届受付	児扶法 28①	受給者	市町村	届出書に受給者、児童、受給者の配偶者及び受給者の扶養義務者の個人番号を記入	上記と同様	上記と同様
児童手当の認定請求 ※平成27年4月より所管が内閣府に移行	児手法 7	申請者	市町村（公務員は所属庁）	申請書に申請者の個人番号を記入。また、同意書等に配偶者等の個人番号を記入。	転入前市町村から申請者の所得情報を、年金保険者から申請者の加入情報を取得	所得証明書、被用者年金への加入証明
児童手当の現況届 ※平成27年4月より所管が内閣府に移行	児手法 26	受給者	市町村（公務員は所属庁）	届出書に受給者の個人番号を記入。また、同意書等に配偶者等の個人番号を記入。	転入前市町村から受給者の所得情報を、年金保険者から受給者の加入情報を取得	所得証明書、被用者年金への加入証明

* 「情報連携の内容（例）」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。

（注）現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

【児童福祉システム③】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
寡婦福祉資金貸付の申請	母子父子寡婦法32	申請者	都道府県、指定都市中核市	申請書に申請者の個人番号を記入	市町村から申請者の所得情報を取得	所得証明書
母子福祉資金の貸付(特例児童扶養資金に限る。)に対する償還免除の申請	母子父子寡婦法13	申請者	都道府県、指定都市、中核市	申請書に申請者の個人番号を記載	市町村から申請者の所得情報を取得	所得証明書
母子(父子)自立支援給付金	母子父子寡婦法31、31の10	申請者	都道府県、市、福祉事務所町村	申請書に申請者及び同一世帯に属する者等の個人番号を記入	- 市町村から申請者等の所得情報を取得 - 都道府県、市、福祉事務所町村から児童扶養手当の受給の有無、教育訓練給付金の受給資格の有無及び職業訓練受講給付金の受給の有無を取得	所得証明書、児童扶養手当証書
ひとり親家庭等日常生活支援事業の申請	母子父子寡婦法17、31の7、33	申請者	都道府県、市町村	申請書に申請者及び同一世帯に属する者の個人番号を記入	- 市町村(転入前の市町村を含む)から申請者等の所得情報を取得 - 都道府県、市及び福祉事務所町村から児童扶養手当の受給の有無を取得	所得証明書、児童扶養手当証書
健康診査の実施	母子保健法12、13	—	(市町村において実施)	(妊娠の届出の様式に申請者の個人番号を記入。市町村において当該個人番号を利用して対象者管理)	—	—
養育医療給付の申請	母子保健法20	保護者	市町村	申請書に申請者の個人番号を記入	転入前市町村から保護者等の所得情報を取得	—

*「情報連携の内容(例)」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。

(注)現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

【国民健康保険システム】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
被保険者の資格取得届	法9①、 規則2、 3	世帯主	市町村	届出書に被保険者の個人 番号を記入	前医療保険者の資格情報を 取得	資格喪失証明書
被保険者証の再交付申 請	法9①、 規則7	世帯主	市町村	申請書に被保険者の個人 番号を記入	—	—
70歳以上一部負担金割 合に係る基準収入額適 用申請	規則24 の3	世帯主	市町村	申請書に被保険者等の個 人番号を記入	—	—
標準負担額減額・限度 額適用認定の申請	規則26 の3、 27の 14の2	世帯主	市町村	申請書に被保険者等の個 人番号を記入	転入前市町村から被保険者 等の所得情報を取得	所得証明書
高額療養費の支給申請	法57の 2	世帯主	市町村	申請書に被保険者等の個 人番号を記入	転入前市町村から被保険者 等の所得情報を取得	所得証明書
保険料賦課	法76	—	(市町村にお いて賦課)	(市町村において個人番 号を利用して対象者管 理)	転入前市町村から被保険者 等の所得情報を取得	—
保険料の特別徴収	法76の 3	—	(市町村にお いて、年金保 険者による特 別徴収により 徴収)	※当面、情報提供ネットワークシステムで照会する方 式は見送ることとする		—

＊「情報連携の内容(例)」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。

(注) 税情報に係る情報連携を行う事務については、総務省と調整中である

(注) 現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

【後期高齢者医療システム】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
被保険者の資格取得届受付	法54①	被保険者又は世帯主	市町村	届出書に被保険者の個人番号を記入	—	—
被保険者証の再交付申請受付	法54③	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	—	—
一部負担金割合に係る基準収入額適用申請受付	規則32	被保険者	市町村	申請書に被保険者（及び世帯員）の個人番号を記入	—	—
限度額適用・標準負担額減額認定の申請受付	規則67	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	転入前市町村から被保険者等の所得情報を取得	所得証明書
高額療養費の支給申請受付	法84	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	転入前市町村から被保険者等の所得情報を取得	所得証明書
保険料の特別徴収	法107	—	(市町村において、年金保険者による特別徴収により徴収)	※当面、情報提供ネットワークシステムで照会する方式は見送ることとする		—

*「情報連携の内容(例)」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。

(注) 税情報に係る情報連携を行う事務については、総務省と調整中である

(注) 現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

【介護保険システム①】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
第1号被保険者の資格取得届	法12①②	第1号被保険者又は世帯主	市町村	届出書に第1号被保険者の個人番号を記入	—	—
第2号被保険者の被保険者証の交付申請	法12③	被保険者	市町村	申請書に当該被保険者の個人番号を記入	医療保険者から第2号被保険者の医療保険資格情報を取得	医療保険被保険者証
第1号被保険者の要介護認定の申請	法27①、32①	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	—	—
第2号被保険者の要介護認定の申請	法27①、32①	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	医療保険者から第2号被保険者の医療保険資格情報を取得	医療保険被保険者証
住所変更後の要介護認定の申請	法36	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	転入前市町村から要介護認定情報を取得	介護保険受給資格証明書
居宅サービス計画作成依頼の届出	法46④、58④	被保険者	市町村	届出書に被保険者の個人番号を記入	—	—
福祉用具購入費の支給申請	法44、56	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	—	—
住宅改修費の支給申請	法45、57	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	—	—
高額介護サービス費の支給申請	法51、61	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	※保険料賦課に係る所得情報活用が基本	—

*「情報連携の内容(例)」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。

(注) 現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

【介護保険システム②】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
特定入所者介護サービス費の支給申請	法51の3、61の3	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	※保険料賦課に係る所得情報活用が基本	—
第1号被保険者の保険料賦課	法129	—	(市町村において賦課)	(市町村において個人番号を利用して対象者管理)	転入前市町村から被保険者又は世帯員の所得情報を取得	—
第1号保険料の特別徴収	法135	—	(市町村において、年金保険者による特別徴収により徴収)	※当面、情報提供ネットワークシステムで照会する方式は見送ることとする		—

*「情報連携の内容(例)」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。

(注) 現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

【健康管理システム】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
予防接種の実施	予防接種法5、6	—	(市町村において実施)	(市町村において個人番号を利用して対象者管理)	—	—
予防接種の実費徴収	予防接種法28	—	(市町村において実施)	(市町村において個人番号を利用して対象者管理)	転入前市町村から接種を受けた者又は保護者の所得情報を取得	—
予防接種実施の記録	予防接種令6の2	—	(市町村において実施)	(市町村において個人番号を利用して対象者管理)	—	—
検診の実施	健康増進法19の2	—	(市町村において実施)	(市町村において個人番号を利用して対象者管理)	—	—
感染症入院医療費の支給申請	感染症法37	申請者	都道府県、保健所設置市	申請書に申請者等の個人番号を記入	市町村から申請者等の所得情報を取得	所得証明書

＊「情報連携の内容(例)」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。

(注) 現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

【国民年金システム】

手続	条項	提出者	提出先	個人番号の記入	情報連携の内容(例)	省略できる添付書類(例)
第1号被保険者の資格取得届・種別変更届	法12①	被保険者又は世帯主	市町村	届出書に被保険者の個人番号を記入	—	—
保険料免除の申請受付	法90①、90の2	被保険者	市町村	申請書に被保険者等の個人番号を記入	※年金機構において市町村から被保険者等の所得情報を取得	所得証明書
学生等の保険料納付特例の申請受付	法90の3	被保険者	市町村	申請書に被保険者の個人番号を記入	※年金機構において市町村から被保険者の所得情報を取得	所得証明書
老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の裁定請求受付	法16	受給権者	市町村	申請書に受給権者等の個人番号を記入	※年金機構において市町村から受給権者等の住民票情報、所得情報を取得	住民票、所得証明書

＊「情報連携の内容(例)」に記載の情報提供者については、番号法第19条第1項第7号の規定により、実際の情報提供者が異なる場合があります。

(注) 現時点での考え方を示したものである。また、すべての手続及び情報連携、添付書類等の内容を網羅したものではない。

本人確認の措置

マイナンバー取得の際の本人確認では、番号確認と身元確認を行います。

個人番号の確認
(正しい番号であることの確認)

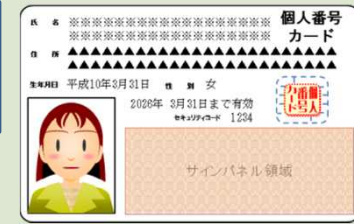
身元(実在)の確認
(番号の正しい持ち主であることの確認)

個人番号カードは、両方の確認が可能

個人番号
カード裏



個人番号
カード表



番号確認用と身元確認用に、それぞれ証明書等が必要

通知カード

または

住民票
(個人番号付き)

等



運転免許証

または

パスポート

等

※ 上記が困難な場合は、

- ・ 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)
- ・ 住民基本台帳の確認(市町村長)
- ・ 過去に本人確認の上で作成したファイルの確認 など



※ 上記が困難な場合は、

- ・ 健康保険の被保険者証と年金手帳など、2つ以上の書類で確認 など

※ 人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実在)確認書類は要しない。

(参考)

- ・ 国の行政機関等は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法及び個人情報保護法により、本人から個人番号を取得するときには、利用目的の明示する等の措置が必要とされています。地方公共団体においても、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用になるよう個人情報保護条例の改正が必要となる場合があります。
- ・ 詳細は、特定個人情報保護委員会HPから「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」をご覧ください。

本人確認の措置(本人) ①

番号確認

① 個人番号カード【法16】

② 通知カード【法16】

③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書【令12⑩】

④ ①から③までが困難であると認められる場合【則3①】

ア 地方公共団体情報システム機構への確認
(個人番号利用事務実施者)

イ 住民基本台帳の確認(市町村長)

ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認。

エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)

※ 源泉徴収票など個人番号利用事務等実施者が発行等する書類や、自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書などを想定。

身元(実存)確認

① 個人番号カード【法16】

② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則1①一、則2一】

③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)【則1①二、則2二】

④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【則1①三、則3②】

ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)

⑤ ①から③までが困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、以下のいずれかの措置をもって④に代えることができる。【則1③、則3③】

ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書のいずれか1つ

イ 申告書等に添付された書類であって、本人に対し一に限り発行・発給された書類又は官公署から発行・発給された書類に記載されている i 氏名、ii 生年月日又は住所、の確認

ウ 申告書等又はこれと同時に提出される口座振替納付に係る書面に記載されている預貯金口座の名義人の氏名、金融機関・店舗、預貯金の種別・口座番号の確認

エ 調査において確認した事項等の個人番号の提供を行う者しか知り得ない事項の確認

オ アからエまでが困難であると認められる場合であって、還付請求でないときは、過去に本人確認の上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情であって財務大臣等が適当と認めるものの確認

⑥ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない。【則3⑤】

本人確認の措置(本人) ②

	番号確認	身元(実存)確認
オンライン	① 個人番号カード(ICチップの読み取り) 【則4一】 ② 以下のいずれかの措置 ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者) 【則4ニイ】 イ 住民基本台帳の確認(市町村長) 【則4ニイ】 ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認 【則4ニイ】 エ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)若しくはその写しの提出又は当該書類に係る電磁的記録の送信 【則4ニロ】 ※ 通知カードの写しを別途郵送・PDFファイルの添付送信などを想定。	① 個人番号カード(ICチップの読み取り) 【則4一】 ② 公的個人認証による電子署名 【則4ニハ】 ③ 個人番号利用事務実施者が適当と認める方法 【則4ニニ】 ※ 民間発行の電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。
電話(注2)	① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認 【則3①三】 ② 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者) 【則3①一】 ③ 住民基本台帳の確認(市町村長) 【則3①二】	○ 本人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告 【則3④】 ※ 基礎年金番号などの固有の番号、給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定。

(注2) 本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務・個人番号関係事務にあたって電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。

本人確認の措置(代理人) ①

代理権の確認	代理人の身元(実存)の確認	本人の番号確認
対面／郵送(注) ① 法定代理人の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類【則6①一】 ② 任意代理人の場合には、委任状【則6①二】 ③ ①②が困難であると認められる場合には、官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類その他の代理権を証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類【則6①三】 ※ 本人の健康保険証などを想定。	① 代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則7①一】 ② 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの)【則7①二】 ②' 法人の場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 商号又は名称、ii 本店又は主たる事務所の所在地、が記載されているもの)【則7②】 ③ ①②が困難であると認められる場合は、以下の書類を2つ以上【則9①】 - ア 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 - イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(i 氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されているもの) ④ ①②が困難であると認められる場合であって、財務大臣、国税庁長官、都道府県知事又は市町村長が代理人たる税理士等から租税に関する事務において個人番号の提供を受けるときは、税理士名簿等の確認をもって③に代えることができる。【則9②】 ⑤ 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実存)確認書類は要しない【則9④】	① 本人の個人番号カード又はその写し【則8】 ② 本人の通知カード又はその写し【則8】 ③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し【則8】 ④ ①から③までが困難であると認められる場合 - ア 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則9⑤一】 - イ 住民基本台帳の確認(市町村長)【則9⑤二】 - ウ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則9⑤三】 - エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)【則9⑤四】 ※ 源泉徴収票など個人番号利用事務等実施者が発行する書類、自己の個人番号に相違ない旨の本人による申告書などを想定。

(注1) 郵送の場合は、書類又はその写しの提出

本人確認の措置(代理人) ②

	代理権の確認	代理人の身元(実存)の確認	本人の番号確認
オンライン	○ 本人及び代理人の i 氏名、ii 生年月日又は住所、並びに代理権を証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【則10一】 ※ 電子的に作成された委任状、代理人の事前登録などを想定。	○ 代理人の公的個人認証による電子署名の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法【則10二】 ※ 公的個人認証による電子署名のほか民間による電子署名、個人番号利用事務実施者によるID・PWの発行などを想定。	① 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則10三イ】 ② 住民基本台帳の確認(市町村長)【則10三イ】 ③ 過去に本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認【則10三イ】 ④ 官公署若しくは個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認める書類(i 個人番号、ii 氏名、iii 生年月日又は住所、が記載されているもの)若しくはその写し又は当該書類に係る電磁的記録の送信【則10三ロ】 ※ 個人番号カード、通知カードの写しを別途送付・PDFファイルの添付送信などを想定。
電話(注2)	○ 本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項の申告【則9③】 ※ 本人と代理人との関係、基礎年金番号などの固有の番号、給付の受取先金融機関名等の複数聴取などを想定。		① 過去に本人確認の上作成している特定個人情報ファイルの確認【則9⑤三】 ② 地方公共団体情報システム機構への確認(個人番号利用事務実施者)【則9⑤一】 ③ 住民基本台帳の確認(市町村長)【則9⑤二】

(注2) 本人確認の上特定個人情報ファイルを作成している場合であって、個人番号利用事務・個人番号関係事務にあたって電話で個人番号の提供を受け、当該ファイルにおいて個人情報を検索、管理する場合に限る。

番号制度導入に伴うシステム改修